

論文審査の結果の要旨

提出者 : 長嶺義宣

題目 : The Taliban' s Legitimation Strategy:
An Analysis through the Taliban' s Code of Conduct
(タリバンの正当性戦略 - 行動規範の分析を通じて)

本論文は、タリバンの行動規範である、ラーイハ (Layeha) を固有法、イスラーム法および国際人道法に照らして実証的に分析することを通して、その戦略を新制度論によって解明し、武装した非国家主体の正当性確保の過程を理解しようと試みることで、国際法、国際関係論、国際政治学の複合領域における近代主権国家体制を前提とした見方に反省を迫り、これらの複合領域において新たな見方を提供しようとする挑戦的で意欲的な研究である。

第一章において、タリバンがおかれている、主権獲得のために武力闘争をする非国家主体の国際法上の位置づけ、定義づけ、国際規範の遵守とその形成にかかる問題点を指摘し、タリバンが独自の固有法とイスラーム教を基に、国際人道法の影響を受けながら独自のラーイハという行動規範を形成することで、タリバン内部での結束と正当性を確保し、さらに国連はじめ国際社会にその正当性を主張するといった一見相矛盾する戦略を取っているという仮説を立てている。

第二章では、正当性に関する理論を、マックス・ウェーバーに依拠しつつ再検討し、新制度論の展開を軸に、正当性の根拠をそのコミュニティが内包する規範に求め、組織構成員向けの対内的正当性と、外部に向けた正当性を区別して考えることを主張する。その際、社会構成主義を武装した非国家主体の正当性確保戦略の理論的枠組みとして採用している。

第三章では、タリバン運動のアフガニスタンでの発展の歴史を俯瞰し、政権を掌握する段階および米軍などによる攻撃で政権が瓦解する過程で、一般民衆の支持が決定的な要素であったことを背景に、2001年以降のカルザイ政権に対抗して政権を奪取するための正当性確保を図っている実態を分析している。

第四章では、2006年にタリバン指導者によってラーイハと呼ばれる、交戦における対内外の行動を規制するタリバンの行動規範が策定された経緯、過程、その内容が検証され、タリバン構成員に規範を徹底させる意図であったことが示され、さらに、2009年と2010年の改正版を検証して、国際社会からの期待や圧力に呼応していることから、ラーイハは、タリバン構成員の行動を通じて国際社会へその正当性をアピールするためのものであると結論づけている。

第五章から七章までは、ラーイハの内容をより深く分析するために、その制定に関係していると思われる諸規範との比較対照を行っている。第五章では、コミュニティの規範が対内的正当性確保の観点からラーイハの基礎となっているという仮定から、タリバン構成員の大多数が所属するパシュトゥーン族の固有法であるパシュトゥーンワリと比較している。第六章ではタリバン運動の理念であるイスラーム法と比較し、さらに、第七章では、国際社会からの非難に関して国際人道法との比較も詳細に行っている。その結果、ラーイハは、パシュトゥーンワリと国際人道法には、直接触れず、主にイスラーム

ム法を基盤に作られており、イスラーム法による、市民の保護、不必要な苦痛の回避や捕虜の待遇などの原則を採用しているとする。しかし、ラーイハが、イスラーム法を根拠に、政府の請負人の殺戮、自爆攻撃、捕虜の処罰を認めていることから、タリバン指導者がイスラーム法を政治的目的のために曲解している事実も明らかになったとする。他方、人道法に関係しては、その文民保護のための区別原則、均衡性原則や安全措置の必要性は、概ね採用しているものの、これらの原則の解釈において差異があることが判明したとする。

第八章では、ペシャワール、カブールにおけるフィールド調査による、タリバン構成員への通訳を介した、電話インタビューなどから、回答者はラーイハについての知識を有しており、規範遵守の理由として、カリスマや罰則でなく、コーランより派生していることを根拠としていること、そのため、指導者に対する忠誠心は絶対的なものではなく、あくまでコーランを核心としていることが判明したとする。

第九章では、これらの理論的、実証的研究の結果、ラーイハを巡る正当性戦略を、マジックミラーモデルという形で提示している。つまり、タリバンは、その構成員と国際社会に向けたメッセージを差別化し、その両者を隔離するために壁を設け、構成員に対しては、その壁を鏡として、彼らの世界観、価値観であるイスラーム法を政治的に操作し、イスラーム法の守護者としての権威維持を図ろうとする。他方、指導者は、対外的に人道法との整合性をアピールするために、その壁が透けて見えるようにしているという主張を行う。これによって、指導者は、国際社会に迎合しているという権威失墜を回避しながら、国際社会の支持を広げるといった戦略をとっているのとらえるのである。

終章では、このマジックミラーモデルが、政権奪還を目指すタリバンが、国連や多国籍軍などとの対話を重ねるにつれ、無意識に国際規範を内面化させながら、同時にタリバン構成員への正当性を失わないためのジレンマを回避する打開策として用いられていると結論づける。その上で、実践的、政策的な示唆として、タリバンが警戒しない土着型アクターを介し、タリバン構成員が抱える規範と世界観を変えて行く、いわば、マジックミラーの内側からのタリバン指導者への接近の重要性を指摘している。現地調査の不十分さや抽出したモデルの未熟さはあるものの、文脈の似たパレスチナ紛争などへの本研究の成果の応用可能性を示唆し、さらに研究を精緻化すべき課題として展望している。

本研究は、近代主権国家体制の基盤となっている国際法、とりわけ、戦争法から進化した国際人道法の遵守を近代国家の前提条件とする国際社会から、テロリストとして排除され、敵視されている武装した非国家主体であるタリバンに注目し、タリバン自身によって内発的に作成された独自の交戦における行動規範としてのラーイハを吟味することで、国際法への関わり方をタリバンの視点から問い直している。さらに、国際法の母法の1つともいえるイスラーム法、並びに民族の固有法にまで遡って比較検討することで、タリバンの対内的及び対外的な正当化戦略をあぶり出すという興味深い課題に挑んだものであり、国際関係論、国際政治と複合する領域において相反する価値観を持つ複数のコミュニティに直面するアクターがとる行動について説得的なモデルを提供する形で、極めて重要な学術的な貢献をしている。

本論文は、ラーイハの一次資料や、タリバン構成員からの聴き取りという実証的な調査をしており、翻訳や通訳を介したものとはいえ、その一次資料を整理分析している点

は研究の空白を埋める貢献と考えられる。その結果、本論文は、アフガニスタンの政治、法制史などの研究にも一石を投じるものであり、後続の研究に資する資料価値としての意義もきわめて高いと評価できる。

さらに、本研究は、冷戦後、テロとの戦い、新しい戦争などと呼ばれる、非国家主体との武力紛争における、国際人道法の適用や平和構築という、人間の安全保障上極めて重要な実践課題に向き合った研究成果といえる。これを非国家主体側から論じることで、現在の国際社会の抱える課題に対してより有効な政策をもたらすための政策実践の可能性をも射程に入れた研究としても高く評価できるものである。

もっとも、本論文にも欠点がないわけではない。まず、政権をめざす武装した非国家主体という特殊性を非国家主体一般とどのように差異化するのか、あるいはそうした差異化ができるのか十分説得的な説明がない。また、理論分析で新制度論を適用することを提起しながら、本文中ではあまり有効な説明がなされていないことなど、理論的な部分と実証的の接合における弱点が審査委員から指摘された。また、提示されたモデルでの境界面である、外と内をどう定義・区別するのか、そもそも外と内を分ける境界は動かないのかなど、提示されたモデルの完成度については課題があることも指摘された。

第二に、イスラーム法の奥深さを捉えきれていないところもあり、イスラーム法研究の観点からの課題の指摘もあった。また、アラビア語に慣れていないことからする、聖典の章句番号の誤記や、資料として添付されているパシュトゥーン語原文のラーイハの添付の仕方が逆向きであるなどの形式上の課題も指摘された。

しかし、以上の問題点は、むしろ今後の研究課題として考えられるべきものである。また、指摘された各課題に対しては、十分留意して対応をすべきことは著者も十分に認識しているところであり、これらは、本研究の学術的価値を損なうものではない。

したがって、以上の理由により、審査委員会は全員一致で、長嶺義宣氏が、博士（国際貢献）の学位を授与されるにふさわしいものと認定する。